有害図書類の陳列方法等に係る立入調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例 第1号。以下「県条例」という。)及び事務処理の特例に関する条例(平成 11年神奈川県条例第41号。以下「特例条例」という。)の規定により 川崎市が処理することとされた事務の施行について、神奈川県青少年保護 育成条例施行規則(平成22年神奈川県規則第119号。以下「県規則」 という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 市長は、県条例第11条第1項の規定に基づき、有害図書類を取り 扱う店舗等のうち、県条例第44条の規定に基づく市民及び青少年関係団 体が県規則第4条の規定に基づく有害図書類の陳列方法等に違反がないか 調査した結果、違反する事実又はそのおそれがあると認められる店舗等に 対し、県条例第51条第1項の規定に基づく立入調査(以下「立入調査」 という。)を実施する。

(立入調査員)

- 第3条 市長は、立入調査を実施するため、こども未来局青少年支援室(以下 「青少年支援室」という。)に、立入調査員(以下「調査員」という。)を 置く。
- 2 調査員は、県条例第51条第1項及び特例条例第3条別表中32の14の (5)の規定により市長が指定するものとし、青少年支援室に所属する職 員のうち、別に指定するものとする。
- 3 調査員は、有害図書類の陳列方法等に関する立入調査を実施する場合においては、立入調査証(第1号様式)を携帯し、かつ関係人の請求があると

きは、これを提示しなければならない。

(調査員による指導)

第4条 前条の調査員は、県規則第4条の規定に基づく有害図書類の陳列方法 等に違反がないか確認し、違反する事実又はそのおそれがあると認められ る事実があるときは、口頭により営業者又は従業員など関係人に注意を促 し、その是正を指導することができる。

(立入調査報告)

第5条 調査員は、立入調査を実施したときは、調査結果及び処理状況を立入 調査実施報告書(第2号様式)により記録し、速やかに青少年支援室長へ報 告するものとする。

(指示書の交付)

- 第6条 調査員は、第4条の立入調査における指導にもかかわらず、陳列方法 等の改善がみられない場合は、当該営業者に対し、県条例の趣旨を説明し、 指示書(第3号様式)により、陳列方法等を改善するよう指導することがで きる。
- 2 調査員は、前項の指導にもかかわらず、陳列方法等が是正されないときは、神奈川県青少年保護育成条例に基づく立入調査結果について(報告)(第4号様式)により指導経過を青少年支援室長に報告するものとする。

(勧告)

- 第7条 市長は、県条例第11条第2項の規定に基づき、営業者に対して勧告を行うときは、神奈川県青少年保護育成条例に基づく改善について(勧告)(第5号様式)によるものとする。
- 2 調査員は、勧告による改善の期限が到来したときは、速やかに改善状況を 確認するものとする。

(命令)

- 第8条 市長は、県条例第11条第3項の規定に基づき命令を行うときは、川 崎市行政手続条例第28条の規定に基づき、あらかじめ弁明の機会を付与 し、勧告に従うべきことを期限を定めて命ずるものとする。
- 2 調査員は、命令を履行すべき期限が到来したときは、速やかに改善状況を 確認するものとする。

(公表)

- 第9条 市長は、県条例第11条第4項の規定に基づき、命令を受けた者がその命令に従わないときは、県規則第4条第3項及び第4項の規定に従い、命令を受けた者の氏名、命令の内容並びに店舗の名称及び所在地を川崎市公報に登載するほか、広く市民に周知させる方法で公表を行うものとする。
- 2 市長は、違反が特に悪質なものである場合は、その事実と経過を示して、 警察に通報することができる。

(調査拒否)

- 第10条 調査員は、正当な理由なく立入調査を拒否されたときは、その状況 を速やかに青少年支援室長に報告するものとする。
- 2 市長は、立入調査の拒否が特に悪質なものである場合は、その事実と経過 を示して、警察に通報することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、県条例及び特例条例の規定により川崎市が処理することとされた事務に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成22年2月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年7月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月2日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式

表面

第号

証 票

下記の者は、神奈川県事務処理の特例に関する条例第3条別表中32の14の(5)の規定により、川崎市が処理することとされた神奈川県青少年保護育成条例第51条の規定による立入調査等の権限を有するものであることを証明する。

年 月 日

川崎市長

印

写真

所 職 名 氏

(縦 5.5cm×横 9.1cm)

裏面

神奈川県青少年保護育成条例 (抜粋)

(立入調査)

- 第51条 知事の指定した者及び警察官は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。
- 2 前項の手続は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 知事の指定した者及び警察官が第1項の調査を行う場合は、その身分を示す証 票を関係人に呈示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 してはならない。

第 5 4 条

- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (5) 第51条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは 同項の規定による資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は同 項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

立入調査実施報告書

	区 調査年月日 年 月 日	
整理番号	調査者氏名(所属)	
立会者氏名		1 1 1 1 1
【書店等の	名称等】	
店舗名称	区	į
所在地		
電話番号		
区分	□ 書店□ 古書店□ コンビニ□ ビデオ・貸しビデオ販売店□ その他	,
取り扱う図書類の種類	□ 書籍 □ 雑誌 (種類:) □ UPD □ DVD □ DVD □ DVD	į
	□ その他 ()	4
	周知状況等 	
	規制を知っている 有害図書類の	
·	対象を含く知らない 対象制を全く知らない 対象が事項 □ 己括有足・個別有足制度 □ 青少年への販売禁止 □ 陳列場所等の制限	5
※ 例示	通知について 🗌 知っている 📗 知らない	6
	書類の取扱 (NTO 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	U
□ 無 □ 有	(以下3~5 確認不要) (以下3~5 必須確認事項)	<u>【</u> 排
	書籍(本) □ 雑誌	
	□ 2か所シール止め □ 2か所シール止め	
•	□ ビニール(ポリ袋)包装 □ ビニール(ポリ袋)包装 □ ひも掛け □ ひも掛け □ ひもおけ □ □ ロール(ポリ袋)包装 □ □ ロール(ポリ袋)包装 □ □ ロール(ポリ袋) 包装 □ □ ロール(ポリ袋) 包装 □ □ □ ロール(ポリ袋) 包装 □ ロール(ポリタール ロール(ポリタール ロール ロール ロール ロール ロール ロール ロール ロール ロール ロ	

3	右害図	 書類σ)陣列の)方法等
•			/ P.A. J 'J V.	<i>/ / </i>

3	仴	吉凶書 類の陳列の万法寺			
		□ 屋内の容易に監視できる場所	:		間仕切り等により仕切られた場所
		- □ 屋内だが容易に監視できない場所:	:	:	に陳列
			:		ビニール包装、ひも掛けその他の
	LE	□ その他 ()	-		方法により、容易に閲覧できない
	湯	※ サンプルディスプレイの状況			状態にし、かつ、次のアまたはイ
	肵				に掲げる方法により陳列
		□ □ 有	į	į	□ア有害図書類以外の図書類を
		□ 🗓 □ ニスハラリン ハレエ゚ッ □ ビニール(ポリ袋) 包装	į		陳列する棚と60cm以上離した
	! !	i i i i i i	<u> </u>		棚に、有害図書類をまとめて
	:	し □ ひも掛け	区	:	陳列
			分	:	
		□ 規則で規定したとおり区分している	陳		□イ有害図書類から10cm以上
	区		列の		張り出す仕切り板の間に、
	分	\ -J	形	i	有害図書類をまとめて陳列
		※ 18歳未満への販売や閲覧禁止表示	:///		図書類の販売又は貸付けに従事
	列	□有			する者が常駐するカウンターの上、
		: □ <u>無</u> ;	:	:	又は当該カウンターの内側に有害
			:	:	図書類をまとめて陳列
ļ	有	害図書類の販売、貸付け等の留意事項	:		上記の措置をとっていない
		青少年とおぼしき者は年齢確認するなど、		į	
		それなりの配慮をしている	į		
		特段の配慮はしていない	:	:	
		その他 ()	-		
			į		その他 ()
5	有	害図書類の立ち読み等の注意等			
		青少年とおぼしき者の立ち読みの防止	に努	るめ	ている
		<u>特段の配慮はしていない</u> □	その	の他	1 (
3		業員教育等の課題			
		従業員への条例周知に努めている □	特	翌の)配慮はしていない
ŧ		事項等の特記事項】			
	無	•			□ 指示書交付
	有	── □ 改善勧告 □ 改善命令			□ 関係機関へ通報

笛	3	号様式
カ	O	ケータイズとして

	指示書
	年 月 日
	川 崎 市 長
	(川崎市 職 氏 名
	(連絡先 TEL)
	あなたの行為等は、神奈川県青少年保護育成条例第 条第 項の規定に違反してい つで、次のとおり指示します。
1	違反行為(状態)確認日時
	年 月 日 午前·午後 時 分
2	違反行為(状態)の場所
3	違反行為(状態)の内容
4	指示事項
5	公布の方法
	 直渡し 郵 送 FAX
	受領者氏名

※直渡しの場合

書小生	F支援室長	様
_{ロッ} ー	厂人及土区	141

	·~
立入調査員	⊢П
业/ 7 脚 县 只	H 1

神奈川県青少年保護育成条例に基づく立入調査結果について (報告)

次のとおり神奈川県青少年保護育成条例に違反する事案がありましたので指導経過等を 報告します。

該当条項	神奈川県青少年保護育成条例第	条第	項	違反
違反者	住 所			
	氏 名			
違反の内容				
是正指導等の経過				
その他参考となる事項				

第号年月日

様

川 崎 市 長 印

神奈川県青少年保護育成条例に基づく改善について (勧告)

あなたの行為等は、神奈川県青少年保護育成条例第 条第 項の規定に違反しているので、次のとおり勧告します。

1 違反行為(状態)確認日時

年 月 日 午前・午後 時 分

- 2 違反行為(状態)の場所
- 3 違反行為(状態)の内容

- 4 勧告の内容
- 5 改善の期限

年 月 日

問い合わせ先